

 **お 知 ら せ**

## 制定された条例・規則のあらまし(12月公布分)

☎総務課 ☎36-7131

**【条例】**

- 公布日 平成24年12月28日
- 施行日
  - 平成24年12月28日(2および4)
  - 平成25年1月1日(1)
  - 平成25年4月1日(3)
 地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(5)
- 1 島田市公共下水道の構造の基準等を定める条例
 

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による下水道法の一部改正に伴い、島田市の公共下水道の構造の基準などを定めるため、新たに条例を制定しました。

- 2 島田市手数料条例の一部を改正する条例
 

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請に関わる手数料を徴収するため、条例の一部を改正しました。
- 3 島田市立学校設置条例の一部を改正する条例
 

島田市立五和幼稚園を民間に移管することに伴い、幼稚園に関する部分を削除し、併せて関係条例の改廃を行うため、条例の一部を改正しました。
- 4 島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 

リウマチを専門に診察する医師が不在になったことに伴い、科名を血液・リウマチ科から血液内


- 科に変更するため、条例の一部を改正しました。
- 5 島田市議会委員会条例の一部を改正する条例
 

地方自治法の一部改正に伴い、委員会の委員の選任などに関する事項を定めるため、条例の一部を改正しました。

**【規則】**

- 公布日 平成24年12月28日
- 施行日 平成24年12月28日
  - 島田市補助金等交付規則の一部を改正する規則
 

補助金などの返還請求に伴う加算金および延滞金ならびに補助事業などで取得などした財産の処分の制限に関する規定を追加するため、規則の一部を改正しました。

 **お 知 ら せ**

### 3月23日～31日の間は、土・日曜日にも一部の窓口業務を行います!

☎市民課 ☎36-7150・国保年金課 ☎36-7151、36-7178  
 金谷南支所 ☎46-3563・川根支所 ☎53-4582

土・日曜日に窓口業務を行う日・場所

場所	日	3/23 (土)	3/24 (日)	3/30 (土)	3/31 (日)
市役所 市民課・国保年金課		○	○	○	○
金谷南支所		△	○	○	
川根支所			○	○	

△印は、証明書交付のみ

受付時間/午前8時30分～正午

取り扱う業務内容

- ①証明書交付(住民票謄・抄本、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書など) ②住民異動届け出(転入届、転出届、転居届など) ③印鑑登録 ④国民年金の届け出 ⑤国民健康保険の届け出 ⑥後期高齢者医療保険の届け出
- ※④⑤⑥は加入、脱退などの場合です。
- ※戸籍の届出書(出生届、婚姻届、死亡届など)は、時間外窓口(当直室)でお預かりします。
- ※国民健康保険の加入(脱退)は、職場の健康保険の喪失日(加入日)以降の手続きとなります。

届け出に必要なもの

必要なもの	届出			国保加入	国保脱退
	転入	転出	転居		
印鑑	○	○	○	○	○
本人確認書類※	○	○	○		
転出証明書	○				
住民基本台帳カード*	○	○	○		
在留カード*	○	○	○		
国保保険証*		○	○		○
後期高齢者保険証*		○	○		
年金手帳*	○	○	○	○	○
年金証書(年金を受給されている人のみ)				○	
加入証明書(職場の健康保険に入ったとき)					○
脱退証明書(職場の健康保険をやめたとき)				○	

\*は、所有している人のみお持ちください。

※は、運転免許証、健康保険証など(顔写真付きでない場合は、2種類が必要)です。